

## ○日野町地域公共交通会議設置要綱

平成18年12月18日  
要綱第29号

## (目的)

第1条 日野町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、町民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、日野町の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議、検討及び調整するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃・料金等に関すること。
- (2) 町営有償輸送の必要性及び運賃等に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

## (交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次の各号に該当する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 日野町長
- (2) 町営交通運行受託事業者の代表
- (3) 交通関係事業者の代表
- (4) 町営交通利用者及び住民
- (5) 中国運輸局鳥取運輸支局の職員
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 黒坂警察署長又はその指名する者
- (8) 社団法人鳥取県バス協会
- (9) バス事業者労働組合
- (10) その他交通会議が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱された要件を欠いたときは、その委員は職を失うものとする。

## (会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長の各1名を置く。

- 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数で議決とする。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、日野町企画政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の相談窓口を定めるものとする。

(日野町公共交通に係る相談窓口)  
日野町役場 企画政策課  
連絡先：TEL(0859)72—0331  
FAX(0859)72—1484

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成20年要綱第4号)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

## 附 則(令和3年要綱第9号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。